

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【公開番号】特開2014-166373(P2014-166373A)

【公開日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-049

【出願番号】特願2014-54288(P2014-54288)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 4 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来、この種の遊技機設置島(以下、遊技島と略称する)は、一般的に、複数列設された遊技機の上方に該遊技機に補給する遊技球を貯留する上部タンクを設け、上部タンクの貯留量が減少したときに、遊技球を揚送装置により揚送して上部タンクに補給することで、遊技島内で遊技球を循環可能としている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

また、上部タンクをメインタンクとし、当該遊技島に必要な遊技球の大半を上部タンクにて貯留するタイプの遊技島もある(例えば、特許文献1参照)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

このように上部タンクをメインタンクとした遊技島では、例えば複数の遊技島のうち、

一島の上部タンクの貯留位置が流出口の配置位置よりも下方位置になって他島に遊技球が移送されない状況において、他島の上部タンクに貯留されている遊技球の貯留位置が遊技機への遊技球の補給が途絶える可能性がある貯留位置まで減少した場合、一島から他島に直ちに遊技球を移送して他島の緊急状態を回避することを優先する必要があるが、一島の上部タンクの貯留位置が、他島のような貯留位置まで減少していないものの、流出口の配置位置よりも下方位置である場合、直ちに他島に遊技球を移送できないという問題があった。